

答 申 書

事件番号令和 6 年度第 2 号
答申日令和 6 年 7 月 1 9 日
山形県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

処分庁(○○)による○○成年後見制度利用支援事業実施規程(平成18年7月3日告示第120号。以下「実施規程」という。)第9条の規定による成年後見人等報酬費用助成金交付申請却下処分に対し、審査請求人 ○○ 代理人 ○○ が令和5年10月11日に提起した審査請求(以下「本件審査請求」という。)については、棄却されるべきであるという審査庁(○○)の主張は、妥当である。

第 2 事案の概要

審査請求人代理人は、○○による後見開始の申立てにより、令和4年8月4日付け山形家庭裁判所○○出張所の審判において審査請求人の成年後見人に選任され、令和5年8月24日付け、同裁判所から金31万円の報酬付与の審判を受けた。

被後見人は報酬を支払う資力が無いとして、○○に対して実施規程に基づき、○○成年後見人等報酬費用助成金交付申請書を提出したが、○○は、報酬助成の規定要件に該当しないことを理由に令和5年9月12日付けで却下処分(以下「本件処分」という。)を行った。

これに対し、審査請求人が、被後見人の収支状況を○○が承知の上で審査請求人代理人に後見人を依頼した経過があること等を主張して、処分の取消しを求め、審判された後見報酬額の支払を求める事案である。

第 3 事実関係

1 関係法令等の定め

- (1) 厚生労働省は、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)において地域支援事業実施要綱を定め、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第3項に規定する事業のうち、同項第3号の「その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者(略)の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業」として、「成年後見制度利用支援事業」を掲げ、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業に対する助成を行っている。

処分庁は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、要支援者が安心して日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、実施規程を定め成年後見

制度利用支援事業を実施している。

- (2) 成年後見人等に対する報酬を助成する要件として、実施規程第6条は、「民法に規定する後見、補佐及び補助（略）の開始の審判を受けた要支援者（略）が、前条第1項各号のいずれかに該当し、〇〇内に住所を有する場合（住所地特例を〇〇以外の他市町村から受けている者を除く。）又は、〇〇の住所地特例を受けている場合に、〇〇が予算で定める範囲内で助成するものとする。（略）」と規定している。

実施規程第5条第1項各号は、それぞれ次のとおり規定している。

- 「(1)生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護受給者（略）である場合
合
(2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者（略）である場合
(3)申立てに要する費用を負担することで、生活保護法第6条に規定する要保護者（略）となる場合」

2 処分内容及び理由

処分庁は、令和5年9月12日付け〇〇第〇〇号「〇〇成年後見人等報酬費用助成金交付申請却下通知書」により、処分の理由として「報酬助成の規定要件に該当しないため」と記載し、審査請求人に対して本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和5年10月11日、審査請求人代理人により審査請求書が提出された。

令和5年11月9日、審理員が指名された。

令和5年11月30日、処分庁より弁明書が提出された。

令和5年12月13日、審査請求人代理人により反論書が提出された。

令和6年6月11日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和6年7月3日、当審査会において審議を行った。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

被後見人は、年金を受給しているものの負債の返済に追われており、被後見人に後見報酬の支払を求めると日々の暮らしが成り立たなくなる状況である。〇〇は、被後見人の負債、収入がどのくらいあるかを申立て時点で把握しており、1年経過後に後見報酬の支払が生じて困難をきたすことは容易に予測できたことである。

〇〇が成年後見開始の申立てを行い、成年被後見人の収支状況を承知の上で〇〇が審査請求人代理人に後見人を依頼した経過があるので、本件処分の取消し及び審判どおりの報酬支払を求める。

また、申立て時点で相当の負債があるにもかかわらず、継続的な支援を行うことで1年後に想定した後見報酬額を被後見人が払えると認識した計算根拠を示すことを求める。

2 処分庁の主張の要旨

ア 成年後見開始の申立ての経緯

審査請求人代理人が後見人となって支援している被後見人は認知症があり、同居の兄が被後見人の金銭管理を行っていたが、負債を抱える兄が生活費等を賄うために被後見人名義の負債を作り、被後見人は生活困窮に陥っていた。

被後見人には、医療機関への入院費等の医療費や利用している介護サービス費の未払いがあり、介護サービス利用等の中断の恐れが続いていたことから、兄による財産の不適切管理に対し、介護・世話の放棄・放任による虐待事案として、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第9条第2項に基づき、〇〇が後見開始の審判の申立てを行ったものである。

イ 本件処分の理由

本件処分にあたっては、被後見人が実施規程に照らして報酬助成の要件に該当するか否かについて、以下のとおり確認を行った。

一つ目に、高齢者虐待防止法第6条及び第14条に基づく養護者支援の過程において、県〇〇総合支庁〇〇課への生活保護に関する照会を行い、被後見人は生活保護受給者ではないという事実を確認しており、実施規程第5条第1項第1号の要件に該当しない。

二つ目に、高齢者虐待防止法第9条第2項に基づく成年後見人開始の審判を請求するための戸籍調査及び県〇〇総合支庁保健企画課への照会により、被後見人は、実施規程第5条第1項第2号に規定する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者に該当しないという事実を確認している。

三つ目に、〇〇による後見開始の審判の申立てであることから、実施規程第5条第2項に基づき、申立てに要する費用は〇〇があらかじめ負担していることから、実施規程第5条第1項第3号の要件に該当しない。

以上より、被後見人は、〇〇に住所を有するという事実が認められるものの、実施規程第5条第1項各号の要件のいずれにも該当しないことから、実施規程第6条所定の成年後見人等に対する報酬の助成の認容要件に該当しない。

また、〇〇が被後見人の収支状況を承知の上で審査請求人代理人に後見人を依頼し、〇〇が成年後見開始の申立てを行ったことが、実施規程第6条所定の成年後見人等に対する報酬の助成の認容要件に影響を及ぼすものではないと考えられる。

これらのことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分に違法又は不当とすべき事実は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見の理由

- (1) 上記第3の1(1)に記載のとおり、処分庁は、成年後見制度利用支援事業について、実施規程を定めて実施しており、成年後見人に対する報酬費用助成金交付の認否については、実施規程に照らして審査することとなる。

被後見人が、実施規程第6条所定の成年後見人等に対する報酬の助成の認容要件に該当しないことは、認定した事実から明らかである。

また、審査請求人が主張するとおり、被後見人の収支状況を承知の上で〇〇が審査請求人代理人に後見人を依頼した経過があるとしても、処分庁は実施規程に照らして審査を行うものであり、その判断に影響を与えるものではない。

なお、家庭裁判所が行った報酬付与の審判は、民法（明治29年法律第89号）第862条「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。」との規定に基づき行われており、本来、報酬は被後見人の財産の中から支払われるものであり、審査請求人が〇〇に報酬の支払を求める主張は妥当とは言えない。

- (2) このほか、審査請求人は「継続的な支援を行うことで1年後に想定した後見報酬額を被後見人が払えると認識した計算根拠を示すことを求める」と主張していることについて、収支の見通しは処分庁が成年後見開始の申立てにあたり任意に検討を行ったものである。

また、後見人の選任は、民法第843条第1項及び第4項の規定に基づき、所轄の家庭裁判所が、被後見人の心身の状態、生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮して職権で行うこととされていることからしても、処分庁が行った収支の見通しの適否は、本件処分と直接的に関連がなく、本件処分に係る審査請求の審理の対象とはならない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の要旨

本件処分に不当とすべき事実は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 考え方及びその理由

審理員意見書と同旨である。

第7 審査会の判断

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 論点整理

審査請求人が、〇〇は被後見人の収支状況を承知の上で審査請求人代理人に後見人を依頼した経緯があるので、本件処分を取消し、家庭裁判所で審判された報酬額の支払を〇〇に求めると主張することについて、処分庁が、実施規程に依拠し、報酬助成の要件に該当しないことをもって却下処分を行ったことが違法又は不当であるかを判断する必要がある。

3 本件処分について

上記第3の1(1)に記載のとおり、介護保険法第115条の45第3項第3号に規定する事業として位置づけられている成年後見制度利用支援事業は、地域支援事業実施要綱において、任意事業として「市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う」こととされており、その具体的な実施の方法や基準等は、各市町村が財政状況等に応じて任意で規程を定め実施しているものと認められる。

処分庁は、成年後見制度利用支援事業について、実施規程を定めて実施しており、当該実施規程において、成年後見人等に対する報酬助成の対象となる認容要件、助成金の申請及び助成金の決定に係る手続きが規定されていることから、処分庁が報酬費用助成金の交付申請に対する認否の判断について、実施規程に照らして審査し決定することとしている点について、特段違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人が主張するとおり、被後見人の収支状況を承知の上で〇〇が審査請求人代理人に後見人を依頼した経過があるとしても、処分庁は実施規程に照らして審査を行うものであり、その判断に影響を与えるものではないとする処分庁の主張に不当な点は認められない。

以上のことから、成年後見人等報酬費用助成金交付申請に対して、実施規程に規定する認容要件に該当しないことを理由として却下した本件処分については、特段違法又は不当とすべき事実は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫